

報道資料

令和6年10月19日

1 件 名	18歳未満の者への投票用紙の誤交付について
2 日 時	令和6年10月19日（土）午後1時30分頃
3 場 所	山口市期日前投票所（山口市役所 第2委員会室）
4 内 容	19日午後1時30分頃、山口市期日前投票所において、受付時点で選挙券のない17歳男性に誤って投票用紙を交付し、期日前投票をさせてしまう事案が発生しましたので、経緯等について下記のとおりお知らせします。 記 （1）経緯 午後2時過ぎ、投票用紙交付枚数と期日前投票システムの受付数が一致していないことに気づき、入場券を確認したところ、午後1時30分頃に受付時点で選挙権のない17歳男性に誤って投票用紙を交付し、期日前投票をさせたと判明した。男性は、27日の投票日までには18歳になるが、19日時点では17歳のため、本来は不在者投票をさせるべきだった。 （2）原因 名簿対照係が期日前投票システムにて入場券のバーコードを読み取り、選挙人情報を呼び出した際、「該当の有権者は不在者投票対象者です。」「受付できる選挙がありません。」とのメッセージを見落とし、さらに投票済み処理となる受付ボタンを押していなかったが、受け付けたものと誤認し、次の投票用紙交付係へ案内したため。 （3）対応 17歳男性には経緯を説明し、謝罪を行った。なお、すでに投票箱に投函された投票用紙は特定が困難であることから、有効票として扱われる。 （4）選挙管理委員会事務局長コメント 投票用紙の交付誤りにより選挙事務への信頼を損ねることとなり、大変申し訳なく思っております。改めて投票事務にあたる職員に注意を促し、再発防止に努めてまいります。
5 出 席 者	
6 問い合わせ	山口市選挙管理委員会事務局 Tel 083-934-2877